

大気汚染防止法抜粋

（定義等）

第2条（略）

8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

（略）

11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもののいう。

12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

（特定粉じん排出等作業の作業基準）

第18条の14

特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第18条の15

1 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 当該調査の結果

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第18条の17第1項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前3号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

- 3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第1項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。
- 4 解体等工事の自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第1項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前2項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- 6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項又第4項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定工事の発注者等の配慮等)

- 第18条の16** 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。
- 2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部(特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。)を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者(その請け負った特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。)が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。
 - 3 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

- 第18条の17** 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの(以下この条及び第18条の19において「届出対象特定工事」という。)の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該届出対象特定工事の場所
 - 三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 四 当該届出対象特定工事に係る第18条の15第1項第2号ロからニまで及び第3号ロに掲げる事項
- 2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第 18 条の 18 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出(第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定建築材料の除去等の方法)

第 18 条の 19 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第 18 条の 17 第 1 項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置(第 2 号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。)を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法

イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

(作業基準の遵守義務)

第 18 条の 20 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第 18 条の 21 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第 18 条の 22 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

- 第 18 条の 23** 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。
- 2 特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び検査)

- 第 26 条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 33 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第17条第3項、第18条の4、第18条の18、第18条の21又は第23条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 (略)

第 34 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第6条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の7第1項、第18条の6第1項若しくは第3項、第18条の17第1項、第18条の28第1項又は第18条の30第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 (略)

三 第18条の19の規定に違反したとき。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二・三（略）

四 第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 33 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 37 条 第 11 条若しくは第 12 条第 3 項（これらの規定を第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 18 条の 17 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

大気汚染防止法施行令抜粋

（特定粉じん）

第 2 条の 4 法第 2 条第 8 項の政令で定める物質は、石綿とする。

（特定建築材料）

第 3 条の 3 法第 2 条第 11 項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする。

（特定粉じん排出等作業）

第 3 条の 4 法第 2 条第 11 項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

第 10 条の 2 法第 18 条の 17 第 1 項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

（報告及び検査）

第 12 条（略）

7 環境大臣又は都道府県知事は、法第 26 条第 1 項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第 18 条の 15 第 1 項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等（同項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項をいう。次項において同じ。）及び特定粉じん排出等作業の結果について報告を求めることができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、法第 26 条第 1 項の規定により、解体等工事の元請業者に対し法第 18 条の 15 第 1 項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、自主施工者に対し同条第 4 項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、下請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果（当該解体等工事における施工の分担関係に応じた範囲に限る。）について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物、関係帳簿書類並びに特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）を検査させることができる。

大気汚染防止法施行規則抜粋

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第10条の4 法第18条の17第1項及び第2項の規定による届出は、様式第3の5による届出書によつてしなければならない。

2 法第18条の17第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(届出書の提出部数等)

第13条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

(作業基準)

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
 - イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事の場所
 - ハ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
- 二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
 - イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。
 - ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先
 - (3) 第10条の4第2項第3号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項

- 三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況(別表第 7 の一の項中欄に掲げる作業並びに 6 の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の 1 の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。))及び確認した者の氏名を含む。)を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。
- 四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第 1 号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
- 五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め(以下この号において「除去等」という。)の完了後に(除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。
- 六 前各号に定めるもののほか、別表第 7 の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(解体等工事に係る調査の方法)

第 16 条の 5 法第 18 条の 15 第 1 項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次に掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、この限りではない。
- イ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等(ロからホまでに掲げるものを除く。)
- ロ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下この号において同じ。)であつて、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- ハ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
- ニ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- ホ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- 二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査(前号ただし書に規定する場合を除く。)については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。
- 三 第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(解体等工事に係る説明の時期)

第16条の6 法第18条の15第1項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに(当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに)行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の事項)

第16条の7 法第18条の15第1項第4号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第18条の15第1項又は第4項の規定による調査(以下「事前調査」という。)を終了した年月日
- 二 事前調査の方法
- 三 第16条の5第2号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項
- 四 解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、第10条の4第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- 五 解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、第10条の4第2項各号に掲げる事項

(解体等工事に係る調査に関する記録等)

第16条の8 法第18条の15第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第16条の5第1号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

- 一 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 解体等工事の場所
 - 三 解体等工事の名称及び概要
 - 四 前条第1号及び第2号に掲げる事項
 - 五 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(解体等工事に係る建築物等が第16条の5第1号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日)
 - 六 解体等工事に係る建築物等の概要
 - 七 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
 - 八 第16条の5第2号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名
 - 九 分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
 - 十 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第16条の5第3号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及びその根拠
- 2 第16条の5第2号に規定する調査を行つたときは、前項の記録を、前項第8号に規定する者が第16条の5第2号に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。
- 3 法第18条の15第3項に規定する書面の写しは、解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

(解体等工事に係る掲示の方法)

第 16 条の 9 法第 18 条の 15 第 5 項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第 16 条の 10 法第 18 条の 15 第 5 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第 16 条の 7 第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- 三 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第 16 条の 11 法第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

- 一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 平方メートル以上であるもの
 - 二 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金(解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第 5 号において同じ。)の合計額が 100 万円以上であるもの
 - 三 工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの
- 2 法第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第 16 条の 5 第 1 号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項(第 16 条の 7 第 3 号並びに第 16 条の 8 第 1 項第 6 号及び第 9 号に掲げる事項を除く。))に限る。)について行うものとする。
- 一 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 第 16 条の 7 第 1 号及び第 3 号並びに第 16 条の 8 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 9 号に掲げる事項
 - 三 解体等工事の実施の期間
 - 四 解体等工事が前項第 1 号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計
 - 五 解体等工事が前項第 2 号又は第 3 号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額
 - 六 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
 - 七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第 16 条の 5 第 2 号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及び該当しないときは、その根拠の概要
 - 八 解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期
- 3 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 法第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組

織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第3の4による報告書によつて行うことをもってこれに代えることができる。

(下請負人に対する説明の事項)

第16条の12 法第18条の16第3項に規定する環境省令で定める事項は、第10条の4第2項第2号及び第16条の4第1号ハからホまでに掲げる事項とする。

(集じん・排気装置)

第16条の13 法第18条の19第1号口の環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。

(隔離等の方法に準ずる方法)

第16条の14 法第18条の19第1号ハの環境省令で定める方法は、同号口に規定する方法と同等以上の効果を有する方法とする。

(被覆又は固着の方法)

第16条の15 法第18条の19第2号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め(以下「囲い込み等」という。)を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第16条の13に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

第16条の16 法第18条の23第1項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
 - 二 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
 - 三 第16条の4第5号に規定する確認を行つた者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項
- 2 法第18条の23第1項に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から3年間、これを同項に規定する書面の写し及び第16条の4第5号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。
- 一 第10条の4第2項第3号及び第4号並びに第16条の4第1号イからハまでに掲げる事項
 - 二 特定粉じん排出等作業を実施した期間
 - 三 特定粉じん排出等作業の実施状況(次に掲げる事項を含む。)
 - イ 第16条の4第5号に規定する確認をした年月日、確認の結果(確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。)及び確認を行つた者の氏名
 - ロ 別表第7の1の項中欄に掲げる作業並びに同表の6の項下欄イ及びハの作業を行つたときは、同表の1の項下欄ハ、二、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。)及び確認を行つた者の氏名

(特定粉じん排出等作業に関する記録)

第16条の17 法第18条の23第2項に規定する記録は、前条第2項各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から3年間、これを第16条の4第5号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し(同号ただし書の規定によ

り、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行った場合を除く。)とともに保存するものとする。

別表第7

一	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Zハーニ二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
二	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの(五の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
三	令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(五の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)

		ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。

		ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。
--	--	---

環境省告示第76号 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うため必要な知識を有する者として環境大臣が定める者

大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 建築物(建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。次号において「登録規定」という。)第2条第4項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部(次号において「一戸建て住宅等」という。)を除く。)

同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3工に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められるもの

- 二 一戸建て住宅等

前号に掲げる者又は登録規定第2条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

環境省告示第77号 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物

大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項第3号に規定する特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 反応槽
- 二 加熱炉
- 三 ボイラー及び圧力容器
- 四 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)
- 五 焼却設備
- 六 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)
- 七 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
- 八 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
- 九 変電設備
- 十 配電設備
- 十一 送電設備(ケーブル含む。)
- 十二 トンネルの天井板
- 十三 プラットホームの上屋
- 十四 遮音壁
- 十五 軽量盛土保護パネル
- 十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 十七 観光用エレベータの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例抜粋

(屋外作業に伴う騒音及び振動の防止)

第 65 条 (略)

2 事業者は、建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他の工作物(以下「建築物等」という。)の (略)

(周辺住民への周知)

第 67 条の3 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 12 項に規定する特定工事(以下「特定工事」という。)(規則で定めるものに限る。)を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、同条第 11 項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)の実施の期間その他の当該特定工事に関する事項について周知しなければならない。

(石綿排出等作業の実施の届出)

第 67 条の5 特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの(以下この条において「石綿排出等作業」という。)を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の 14 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定工事の場所

(3) 石綿排出等作業の実施の期間

(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(5) 石綿排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(石綿の濃度の測定計画の届出等)

第 67 条の6 大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項又は第 2 項の規定による届出(以下「特定粉じん排出等作業の実施の届出」という。)を要する特定工事を施工しようとする事業者で規則で定めるものは、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画を特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を次条の規定による報告と併せて市長に報告しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による届出をした者以外の者が特定工事を施工する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、前項の規定による測定を行い、その結果を報告するよう要請することができる。

(作業完了の報告)

第 67 条の7 第 67 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした者又は特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者は、当該特定粉じん排出等作業が完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

(特定工事を施工する事業者等への勧告)

第 67 条の 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 67 条の 5 第 1 項又は第 67 条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第 67 条の 6 第 2 項の規定による測定をしなかった者
 - (3) 第 67 条の 6 第 2 項又は第 67 条の 7 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 2 市長は、第 67 条の 5 第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 14 に規定する作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。
- 3 市長は、第 67 条の 6 第 1 項の規定による届出(大気汚染防止法第 18 条の 17 第 2 項の規定による届出に係るものを除く。)があった場合において、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧告することができる。

(特定工事を施工する事業者等の公表)

第 67 条の 10 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条各項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則抜粋

(周辺住民への周知)

第 62 条の 9 条例第 67 条の 3 に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。

- (1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事
 - (2) 石綿を含有する仕上塗材(以下「石綿含有仕上塗材」という。)及び石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。)が使用されている建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が 80 平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事
- 2 条例第 67 条の 3 に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が特定粉じん排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で 20 メートル以内にあるものをいう。

(実施の届出を要しない特定粉じん排出等作業)

第 62 条の 11 条例第 67 条の 5 第 1 項に規定する規則で定める特定粉じん排出等作業は、特定建築材料(石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。)が使用されている建築物(当該建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が 80 平方メートル以上であるものに限る。)の解体の作業であって当該特定建築材料の使用面積の合計が 500 平方メートル以上であるものの以外のものであるとする。

(石綿排出等作業実施届出書)

第 62 条の 12 条例第 67 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書(第 25 号様式の 3)により行うものとする。

- 2 条例第 67 条の 5 第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- (3) 注文者の氏名又は名称
- (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先
- (5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

(石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者)

第 62 条の 13 条例第 67 条の 6 第 1 項に規定する規則で定める事業者は、作業に係る特定建築材料(石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等を除く。)の使用面積の合計が 50 平方メートル以上であるものを伴う特定工事を施工する事業者とする。

(石綿濃度測定計画届出書)

第 62 条の 14 条例第 67 条の 6 第 1 項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書(第 25 号様式の 4)により行うものとする。

(石綿の濃度の測定)

第 62 条の 15 条例第 67 条の 6 第 2 項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 第 1 号に規定する環境大臣が定める測定法(平成元年環境庁告示第 93 号)別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。

2 前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び地点により行うものとする。

(石綿濃度測定結果報告書)

第 62 条の 16 条例第 67 条の 6 第 2 項の規定による報告は、石綿濃度測定結果報告書(第 25 号様式の 5)により行うものとする。

(作業完了報告書)

第 62 条の 17 条例第 67 条の 7 の規定による報告は、作業完了報告書(第 25 号様式の 6)により行うものとする。

(特定工事を施工する事業者等の公表)

第 62 条の 18 条例第 67 条の 10 第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 違反の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

平成 23 年川崎市告示第 182 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第 62 条の 15 第 2 項に規定する石綿の濃度の測定回数及び地点の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 12 年川崎市規則第 128 号)第 62 条の 15 第 2 項に規定する石綿の濃度の測定回数および地点を次のように定め、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

平成 23 年 3 月 31 日

川崎市長 阿部 孝夫

次表の左の欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に定める測定回数を同表の右欄に定める測定地点において行われるものとする。

測定時期	測定回数	測定地点
特定粉じん排出等作業の開始前及び完了後	それぞれ1回	敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の1地点
特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の日数が6日までごとに1回	敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下の2地点並びにその主たる風向に対し垂直な2地点

備考

- 1 特定粉じん排出等作業の期間中に係る測定は、一の特定工事において一の特定粉じん排出等作業と他の特定粉じん排出等作業が同時期に行われると認められる場合にあっては、それらを一の特定粉じん排出等作業とみなして行うことができる。この場合において、一の特定粉じん排出等作業とみなされた特定粉じん排出等作業の日数は、最初に開始される作業の日から最後に完了する作業の日までの日数とする。
- 2 この表の右欄に掲げる測定地点と作業場との間に石綿の濃度の測定に影響を及ぼす障害物等がある場合は、当該地点に代えて、その影響を回避することができる敷地の境界線のうち、当該地点に最も近い1地点を測定地点とする。

石綿障害予防規則抜粋

(事前調査及び分析調査)

第3条 事業者は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

2 前項の規定による調査(以下「事前調査」という。)は、解体等対象建築物等の全ての材料について次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 設計図書等の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。
- 二 目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。

- 一 既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等 当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法
- 二 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第61号)第4条第1項の有害物質一覧表確認証書(同条第2項の有効期間が満了する日前のものに限る。)又は同法第8条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書(同法附則第5条第2項に規定する相当証書を含む。)の交付を受けている船舶 当該船舶に係る同法第2条第6項の有害物質一覧表を確認する方法
- 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶(日本国内で製造されたものに限る。)の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日(第5項第4号において「着工日等」という。)が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物等(次号から第8号までに該当するものを除く。) 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
- 四 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下この項において同じ。)であって、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 五 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 六 平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

- 七 平成 18 年 9 月 1 日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設(次号において「化学工業施設」という。)の設備であって、平成 23 年 3 月 1 日以降にその接合部分にグランドパッキングが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキングの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 八 平成 18 年 9 月 1 日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成 24 年 3 月 1 日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 4 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、当該解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無について、分析による調査(以下「分析調査」という。)を行わなければならない。ただし、事業者が、当該解体等対象建築物等について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。
- 5 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項(第 3 項第 3 号から第 8 号までの場合においては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、これを事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日)(第 3 号及び次項第 1 号において「調査終了日」という。)から 3 年間保存するものとする。
 - 一 事業者の名称、住所及び電話番号
 - 二 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
 - 三 調査終了日
 - 四 着工日等(第 3 項第 4 号から第 8 号までに規定する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日)
 - 五 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
 - 六 事前調査を行った部分(分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む。)
 - 七 事前調査の方法(分析調査を行った場合にあっては、分析調査の方法を含む。)
 - 八 第 6 号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無(前項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。)及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
 - 九 第 2 項第 2 号ただし書に規定する材料の有無及び場所
- 6 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示するとともに、次条第 1 項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。
 - 一 調査終了日
 - 二 前項第 6 号及び第 8 号に規定する事項の概要
- 7 第 2 項第 2 号ただし書に規定する材料については、目視により確認することが可能となったときに、事前調査を行わなければならない。

建築基準法抜粋

(面積、高さ及び階数の算定)

第 92 条 建築物の敷地面積、建築面積、延べ面積、床面積及び高さ、建築物の軒、天井及び床の高さ、建築物の階数並びに工作物の築造面積の算定方法は、政令で定める。

建築基準法施行令抜粋

(面積、高さ等の算定方法)

第 92 条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- 四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第 52 条第 1 項に規定する延べ面積(建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。)には、自

動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を算入しない。